



新型コロナウイルス感染症の感染症法における 位置付けが5月8日(月)以降、5類に移行します。 ～県民の皆様へお知らせとお願い～

医療費負担について

これまで、公費負担により対策を行ってきましたが、一部を除き保険診療となります。

入院・治療費

医療費(窓口負担割合 1～3割)や食事代は、自己負担

〔 9月末までは「高額療養費制度の自己負担限度額」から原則
2万円を減額した額が自己負担の上限となります。 〕

外来診療費

医療費(窓口負担割合 1～3割)は、自己負担

検査

発熱等の患者に対する検査費(窓口負担割合 1～3割)は、自己負担

治療薬

特定の新型コロナウイルス感染症治療のみ公費負担※9月末まで

〔 対象治療薬：経口薬「ラゲブリオ」「パキロビッド」「ソコーバ」
点滴薬「ベクルリー」
中和抗体薬「ゼビュディ」「ロナプリーブ」「エバシエルド」 〕

療養期間について

新型コロナウイルスに感染した方は、**発症後5日間を経過し、かつ症状軽快から24時間経過するまで**の間は外出を控えていただくことを推奨します。
また、発症後10日間が経過するまでは、マスクの着用等周りの方へ感染させないよう配慮をお願いします。

日常における感染対策について

(1) これまでの取り組みを生かした自主的な感染対策を

基本的な感染対策は変わりません。3密(密接、密集、密閉)の回避、手洗いや手指消毒、効果的な換気、マスクの適切な着用などは有効です。

(2) 医療機関、薬局、高齢者施設等に行くときは感染対策を行いましょ

新型コロナウイルスは感染力が強いいため、医療機関への受診時や面会などの訪問時には、基礎疾患をお持ちの方や高齢者の方を守るためにも、マスクを着用しましょう。

(3) 発熱などの体調不良時に備えておきましょう

・新型コロナ抗原定性キットや常備薬等を準備しておきましょう。

(4) 発熱などの症状があり、受診を希望される方は事前に相談・連絡をしましょう

重症化リスクの高い方や症状が強いなど受診を希望される方は、事前にかかりつけ医や下記連絡先へ電話相談するか、県ホームページに公表している医療機関リストを参考に連絡をお願いします。

・電話相談窓口などの連絡先

新型コロナウイルス感染症健康総合相談窓口(24時間)

電話：078-362-9980 fax：078-362-9874

新型コロナ
ウイルス感
染症に関す
る相談窓口

